

## 次期総合戦略の策定について

### 地方創生総合戦略について

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、2060年までの人口の将来展望を示す長期ビジョンと、平成27～31年度の5年間の目標や施策の基本的な方向を示す総合戦略を策定しました。また、各地域がそれぞれの特性をいかして、自立した持続的な社会を創生する必要があることから、各自治体にも、地域の実情に応じた同様のビジョンや戦略の策定を求めています。

現在は、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性の提示などの改訂を加えた、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地方創生を推進しています。

### 新座市地方創生総合戦略について

本市においても平成27年度に新座市地方創生総合戦略を策定し、地域の活性化等に取り組んでまいりましたが、国での改訂に伴い、地方自治体においても切れ目のない取組を推進するために次期総合戦略の策定が求められました。この策定に当たっては、各自治体の実状に応じて総合戦略の延長及び総合計画等との一体的な策定が可能であることが示されました。

当初策定した地方創生総合戦略は、同時期に推進していた第4次基本構想やその基本計画に位置付けられていた取組の中から、選ばれるまちの実現に向けて効果的と捉える取組を抽出し、策定したものです。

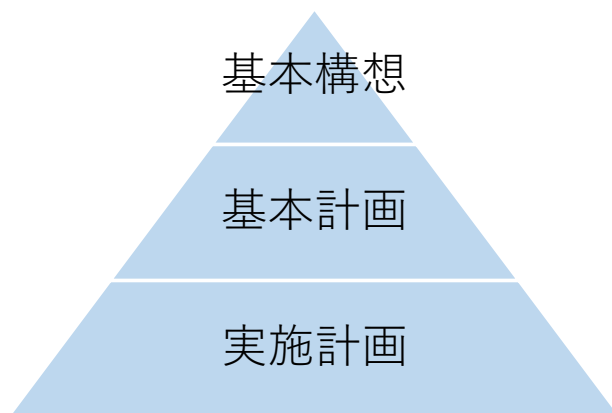
しかしながら、各種取組を進めていく中で、市が持つ魅力をいかながら更に磨き、移住・定住の促進を図っていくためには、特定の分野に注力するのではなく、市政全般にわたる取組を通じてこそ実現するものと強く認識しました。

そのため、新たな地方創生総合戦略の策定に当たっては、総合計画が同戦略の機能を持つものとし、第2期新座市地方創生総合戦略については、総合計画前期基本計画と一致させることとし、地方創生の取組を総合的に推進していくものとしたいと考えております。

# 次期総合戦略の策定について

## 第5次総合計画について

総合計画とは、将来を展望し、長期にわたって市の発展を図るための行政運営の指針となる計画で、市の最上位計画となるものです。



### 【第5次総合計画の構造】

基本構想：理想とする将来都市像を掲げ、その実点に向かって市民（政策）と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

基本計画：基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。

実施計画：基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。社会経済情勢や財政状況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行う。

### 【参考】総合計画等の推移

計画	推進期間
第4次新座市基本構想総合振興計画 市政運営の基本方針	平成23年度～令和2年度 令和3年度及び令和4年度
第5次新座市総合計画 ※策定中	令和5年度～令和14年度

# 次期総合戦略の策定について

## 新座市地方創生総合戦略の延長について

当初策定した地方創生総合戦略は令和元年度までを推進期間としておりましたが、次期総合戦略を第5次総合計画と統合するに当たり、総合計画と終期を合わせるため、推進期間を1年延長し、令和2年度までとしました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、総合計画の策定を2年先送りすることとしたため、これに伴い、総合戦略の推進期間を更に2年延長しました。

年度	H23 ～	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	～	R9	
総合計画	第4次新座市基本構想総合振興計画 前期基本計画 / 後期基本計画						市政運営 の 基本方針			第5次新座市 総合計画 前期基本計画			
総合戦略	新座市地方創生総合戦略						延長	延長			第2期新座市 地方創生総合戦略		

# 次期総合戦略の策定について

## 総合戦略の構成について

地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法 第10条 第2項において、おおむね以下の事項について定めるものとされています。

**第1号** 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

**第2号** 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

**第3号** 前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

### それぞれの事項の記載例※「地方創生総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年5月改訂版）」より

基本目標	人口の現用と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら一定のまとまりの政策分野ごとに設定することが適切
基本的方向	基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを基本的方向として記述することが適切
具体的な施策	基本的方向で設定した政策分野ごとに地域の実情に応じながら計画期間のうちに実施する施策を検討し、盛り込むことが適切 (重要業績評価指標(KPI) 効果的な取組の推進のための客観的に設定するもの)

# 次期総合戦略の策定について

## 次期総合戦略（案）について

第5次総合計画に位置付けている第2期地方創生総合戦略の内容は以下のとおりです。具体的な施策については、前述のとおり、基本計画に位置付けたものとなります。

総合戦略の策定経緯を説明し、総合計画との統合について明記するとともに、その評価方法について記載しています。

### 第2期地方創生総合戦略

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するため、平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。あわせて、同年12月には、日本の人口の現状と2069年までの人口の将来の展望を示す「長遠ビジョン」及びまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的な方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。同戦略は計画期間の経緯を踏まえ、現在は令和元年(2019年)12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、東京一極集中の是正に向けた取組などが推進されています。

また、まち・ひと・しごと創生法においては、地方公共団体においても、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」を策定することが努力義務として求められており、本市においても、国や県の総合戦略を踏まえながら、平成27年度(2015年度)に「新座市人口ビジョン」及び「新座市地方創生総合戦略」を策定し、豊かな自然などの本市の強みや特性をいかして、にぎわいと活力を創出し、多くの人に選ばれるまちづくりに取り組んできました。

この地方創生総合戦略は、同経緯に推進していた第4次基本構想やその基本計画に位置付けられていた取組の中から、選ばれるまちの実現に向けて効果的と見える取組を抽出し、策定したものです。しかしながら、各種取組を進めていく中で、市が持つ魅力をいかしながら更なる、移住・定住の促進を図っていくためには、特定の分野に注力するのではなく、市政全般にわたる取組を通じてこそ実現するものと強く認識しました。

そのため、新たな地方創生総合戦略の策定に当たっては、総合計画が同戦略の機能を果たすものとし、第2期新座市地方創生総合戦略については、総合計画前期基本計画と一致させることとし、地方創生の取組を総合的に推進します。

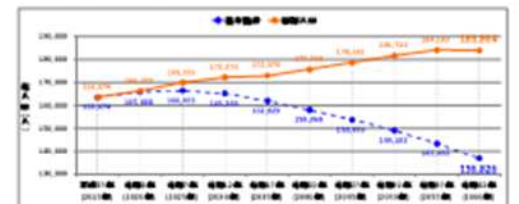
なお、総合戦略に求められるKPI(重要業績評価指標)については、基本計画において施策領域ごとに設定している項目とし、PDCAサイクルによる検証により、進捗を管理することとします。

年度	H22	～	H23	H24	H25	H26	計画 終了	H27	H28	H29	～	H30
総合戦略												
総合計画												

### 人口推計及び成果目標

**将来人口の推計**  
本市の将来的な人口については、「新座市人口ビジョン」において推計していますが、本市の総人口は、これまで緩やかに増加してきたものの、現状の人口動態のまま推移すると、令和7年(2025年)をピークに減少に転じる見込みとなっています。

図表 将来人口の推計



そこで、人口増加を図るための地方創生の取組を通じて、合計特出生率を令和15年(2033年)に1.60を達成することを目標するとともに、総人口を令和42年(2049年)に約18万4,000人を達成することを目標するものとしています。

#### 成果目標

目指すまち実現や目標人口を踏まえ、第2期新座市地方創生総合戦略における成果目標について、次のとおり定めます。

■ 目標人口：17万1,000人

■ 合計特出生率：1.38

目指すまちの方向性と人口推計を示し、それらを踏まえた基本目標を記載しています。

# 次期総合戦略の策定について

## 今後のスケジュール等について

会議で頂いた意見等を基に次期総合戦略の内容の修正について検討します。

また、第5次総合計画前期基本計画のパブリック・コメント手続条例に基づく意見募集を通じて、次期総合戦略の内容も含めて市民の皆様からの御意見を伺う予定です。市民から提出のあった御意見等につきましては、次回の会議においてお示しさせていただきたいと考えております。

なお、次回の会議（令和4年度第2回）は、2～3月の開催を予定しており、令和3年度新座市地方創生総合戦略進捗状況報告書についても併せて御報告させていただくことを予定しています。日程や詳細については、改めて調整させていただきます。

また、国ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定を進めている状況です。新たな戦略が策定された場合、これに基づき地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に努めることとされているため、必要に応じて本市でも対応する必要がある場合がございます。詳細が分かり次第、改めて御報告させていただきます。